

# 新たな盛土等の規制に関する 市民・事業者向け説明会を開催します

※申込不要、どなたでも参加できます

参加  
無料

- 令和5年5月26日、盛土等による災害から国民の生命又は身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 盛岡市では、盛土規制法に基づき、**令和7年5月23日から、市内全域を新たな規制区域として指定**する予定です。規制区域内では、盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても一定規模を超える行為は規制の対象となります。
- つきましては、市民・事業者の皆様に、新たな規制制度の概要や工事を行う場合に必要となる手続等を広くお知らせしたく、説明会を開催します。

令和7年

1月22日

水

プログラム

第1部

18:30～18:50頃

内容

盛土規制法による規制制度の概要

会場

プラザおでって 大会議室  
(中ノ橋通1-1-10)

1月23日

木

第2部

18:55～19:30頃

内容

許可・届出、工事完了までの流れ

渋民公民館 大会議室  
(渋民字鶴塚55)

1月24日

金

都南公民館 視聴覚室  
(永井24-10-1)

- ✓ 事前の申込・予約は不要です。
- ✓ 18時から開場しますので、お時間に余裕をもってお越しください。
- ✓ 第1部と第2部の間に休憩を挟みますので、ご都合により途中退席も可能です。
- ✓ 全日程で説明内容は変わりませんので、好きな日時でご参加ください。
- ✓ 各施設の駐車場には限りがありますので、公共交通機関等の利用にご協力願います。
- ✓ 上記の日程以外でも随時、都市計画課窓口では個別のご相談を承っています。  
事前に下記までご連絡の上、お越しください。（担当者不在のときがあります。）



盛岡市では、**市内全域を規制**区域として指定予定です。

規制区域案  
市HP公開中



▶ **盛土等に関する工事を行う方**

土地の用途（宅地、農地、森林）にかかわらず、一定規模を超える盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出の手続きを行い、安全な施工が義務付けられます（下記参照）。

▶ **土地を所有等されている方**

盛土等に関する工事を行わない限り、特に手続は必要ありません。  
ただし、過去の盛土等も含めて、土地を常時安全な状態に維持する努力義務が課せられます。

▶ **不動産取引を行う方**

重要事項説明において盛土規制法に基づく制限等が説明されます。



**無許可工事等の不法・違反行為は厳しく取り締まられます。**

- ・ 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑【最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下】
- ・ 法人に対しても、法人重科を措置【最大で3億円以下】

**盛土等に関する工事に必要となる手続**

規制後は、**盛土、切土**だけでなく、**単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積**についても、下記の要件に該当すると盛土規制法による許可又は届出の手続が必要になります。

**許可・届出の対象要件**

| 区域                                                  | 手続     | 行為                  | 要 件                                  | イメージ図 |
|-----------------------------------------------------|--------|---------------------|--------------------------------------|-------|
| 宅<br>地<br>造<br>成<br>等<br>工<br>事<br>規<br>制<br>区<br>域 | 許<br>可 | 土地の形質の変更<br>(盛土・切土) | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの                   | ①     |
|                                                     |        |                     | ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの                   | ②     |
|                                                     |        |                     | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)  | ③     |
|                                                     |        |                     | ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)              | ④     |
|                                                     |        |                     | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が、500㎡超となるもの(①～④を除く)  | ⑤     |
|                                                     |        | 土石の一時的な堆積           | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの       | ⑥     |
|                                                     |        |                     | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの               | ⑦     |
| 特<br>定<br>盛<br>土<br>等<br>規<br>制<br>区<br>域           | 可      | 土地の形質の変更<br>(盛土・切土) | ①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの                   | ①     |
|                                                     |        |                     | ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの                   | ②     |
|                                                     |        |                     | ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)  | ③     |
|                                                     |        |                     | ④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く)              | ④     |
|                                                     |        |                     | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く) | ⑤     |
|                                                     | 届<br>出 | 土石の一時的な堆積           | ⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの     | ⑥     |
|                                                     |        |                     | ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの             | ⑦     |

**〈許可工事の主な流れ〉**

**許可申請前**

- ・ 市と事前協議
- ・ 土地所有者等全員の同意
- ・ 周辺住民への事前周知

**許可申請・許可**

- ・ 審査基準への適合
- ・ 市長の許可
- ・ 許可の公表

**工事着工**

- ・ 現場標識の掲出
- ・ 中間検査 (該当の場合)
- ・ 定期報告 (該当の場合)
- ・ 変更手続 (該当の場合)

**工事完了**

- ・ 完了検査 (盛土・切土)
- ・ 完了確認 (一時的堆積)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※法に規定される公共施設用地や、災害の発生のおそれのないと認められる工事等については、許可等が不要になります。詳細については市ホームページ（右上二次元コード又は下記URL参照）をご確認ください。

URL: <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1043032.html>